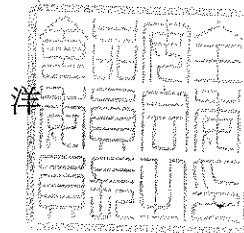


府 食 第 649 号
令 和 2 年 9 月 29 日

農林水産大臣
野上 浩太郎 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤



食品安全影響評価の結果の通知について（回答）

令和2年9月23日付け2消安第2759号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項については、下記の理由から、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

1. 農林水産省諮問文書の1、4、5（1）について

このことについては、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）により定められている普通肥料の公定規格（以下「公定規格」という。）における肥料の分類を整理するものであり、本改正後も、農作物を汚染する可能性がある重金属の含有量その他重金属に関する規制（以下「重金属規制」という。）に変更はない。

したがって、現行規定と同等の安全性が確保されることから、本改正によって人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

2. 農林水産省諮問文書の2、5（2）並びに6、7、8、10、11、12及び13について

このことについては、本改正が、植物の成長に必要な主要な成分に関する改正であり、重金属規制に変更を加えるものではない。

したがって、現行規定と同等の安全性が確保されることから、本改正によって人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

3. 農林水産省諮問文書の 3について

このことについては、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年 12月 4日法律第 62号）の施行に伴い、従来、原料に関する規格が設けられていなかった普通肥料について、新たに原料に関する規格を設定するものである。

したがって、現行よりも規制は強化されることから、本改正によって人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

4. 農林水産省諮問文書の 9について

のことについては、従来規格が設けられていなかった肥料で流通が認められていたものについて、同様の処理工程により生産される既存の肥料の種類と同一の重金属規制を有する規格を新たに設定するものである。

したがって、現行よりも規制は強化されることから、本改正によって人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

以上